



凡例

- 都施行路線
- 区市町施行路線
- その他施行路線
- 自動車専用道路
- JR・私鉄

今回選定した優先整備路線以外についても、以下のような場合には、事業化に向けた検討を進め、順次事業化を図っていきます。

- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備や、区画整理・再開発等の面的整備、団地建替え、大規模な開発などまちづくりが具体化した場合
- 周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合
- 連続立体交差事業が具体化した場合
- 新たな都市計画決定（変更）を行った場合など

優先整備路線一覧（都施行〔多摩地域〕）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-120	東村山3・4・15の2号線	都県境（新座市境）～東村山3・4・7	清瀬	570

優先整備路線一覧（市町施行）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
市町-56	東村山3・4・13号線	主地40～東村山市境	清瀬	860
市町-57	東村山3・4・17号線	東村山3・4・7～東村山3・4・24	清瀬	420
市町-58	東村山3・4・26号線	新座市境～関越自動車道	清瀬	770